三重県

1 目的

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化等の水道が直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道法の一部を改正する法律(以下、改正水道法といいます。)が平成30年12月に告示されました。改正水道法では、都道府県にかかる規定として、水道の基盤の強化に関する施策の策定等の努力義務及び、基盤強化計画の策定が定められたところです。

三重県南部地域等中山間地域で人口減少が著しく、持続的な経営が困難な 水道事業が出てくることが懸念され、三重県の水道事業にかかる大きな課題 となっています。

このことから、水道事業の持続可能な仕組みについて検討することとします。研究会の成果は、県の基盤強化計画等の策定(改定を含む。)に活用するほか、市町の基盤強化施策の検討の材料として活用していただく予定です。

学識経験者、県内の水道事業関係者など、専門的かつ優れた識見を有する者に意見を伺いつつ、このことについて検討するため、研究会を開催します。

2 名称

本研究会は、「水道事業の持続可能な仕組みに関する研究会」(以下「研究会」という。)とします。

3 検討テーマ

水道事業の持続可能な仕組み

水道事業を持続可能とする方向性を示すため、仕組み案とその課題を整理します。

4 構成員

別紙、委員名簿のとおりとします。

5 運営

- (1) 三重県環境生活部副部長が進行役を行います。
- (2) 進行役は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができます。
- (3) 研究会として、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができます。

6 庶務

研究会の庶務は、三重県環境生活部大気・水環境課が行います。

別紙:委員名簿

	委員			備考
学識経験者	東洋大学大学院経営学研究科客員教授	石井	晴夫	
	関西学院大学人間福祉学部社会起業学科教授	小西	砂千夫	
	甲南大学経済学部経済学科准教授	足立	泰美	
市町水道事	鈴鹿市上下水道局			
業者	津市水道局			
	南伊勢町上下水道課			
	熊野市水道課			